著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

ドッシャー&ボッシー

2015 10 14

土砂災害防止キャラクター“ドッシャー＆ボッシー”

土砂災害防止広報センターでは、親しみやすく土砂災害の防止啓発や各種広報活動、防災学習・教育にお役立ていただくためのオリジナルキャラクターを制作しました。

簡単な申請手続きと利用規程を遵守いただければ自由（当面無償）にご利用いただけます。

地域防災にご活用いただければ幸いです。

平成 27 年 10 月 16 日

NPO 法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008
東京都中央区日本橋中洲 4-11
TEL　03-56141114　FAX　03-5614-1109
E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

ドッシャー

著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

ボッシー

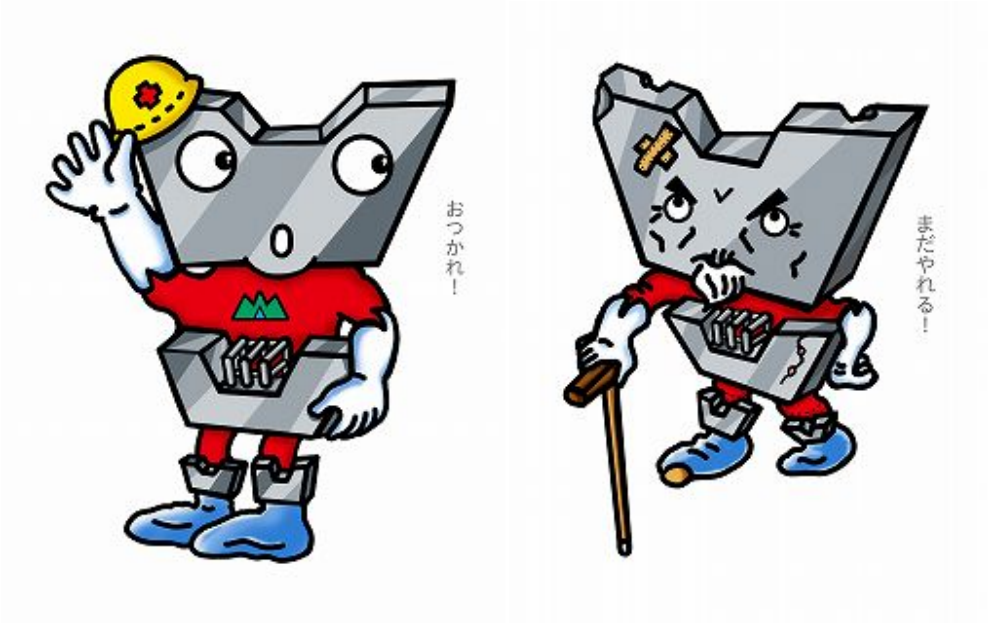

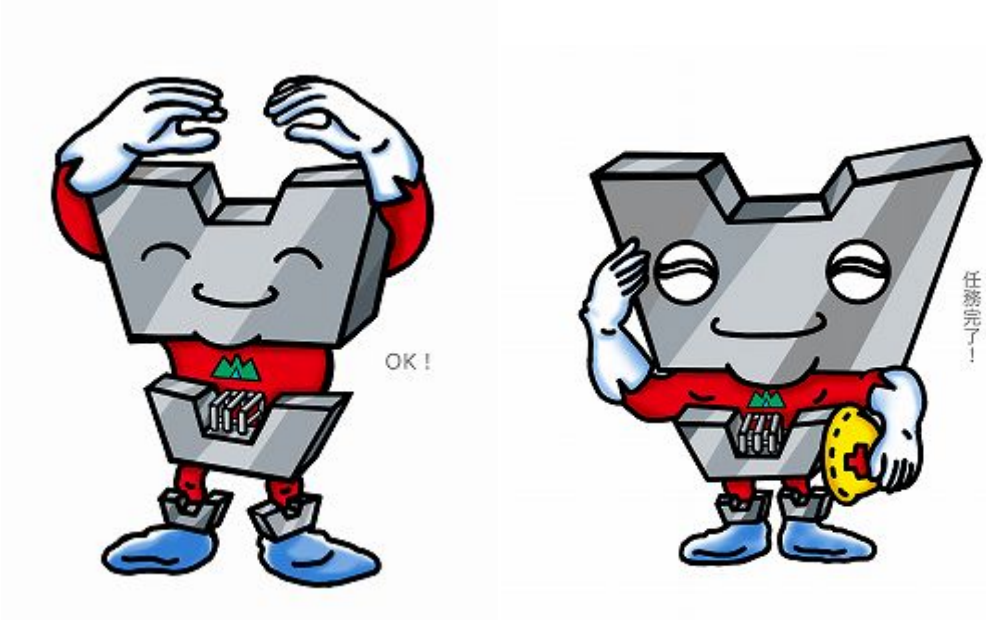

著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

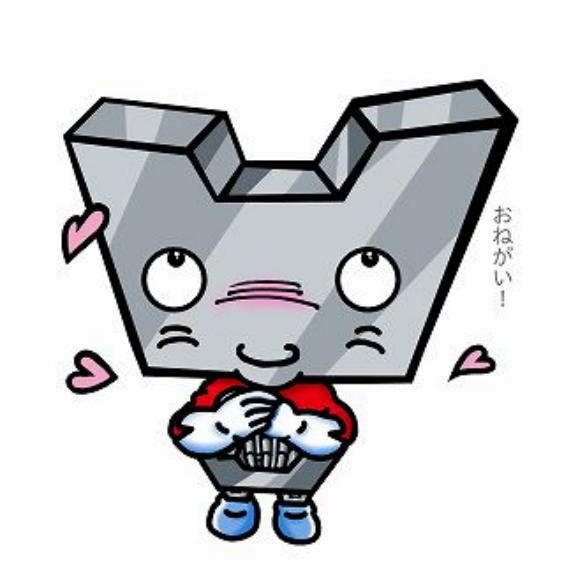

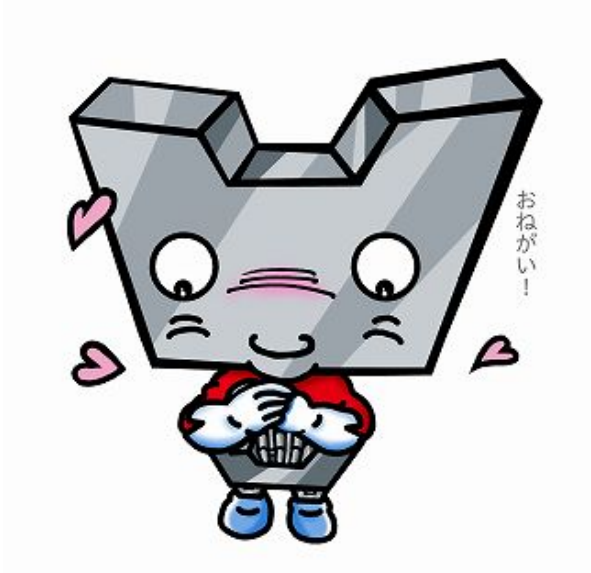

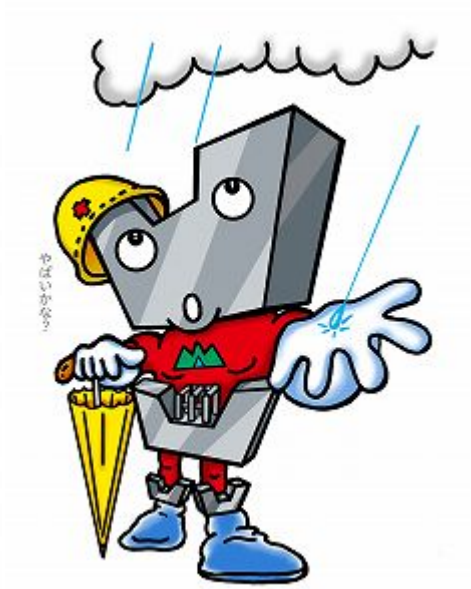

著作権　NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008　東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114　FAX03-5614-1109　E-MAIL　sabo-pc@sabopc.or.jp

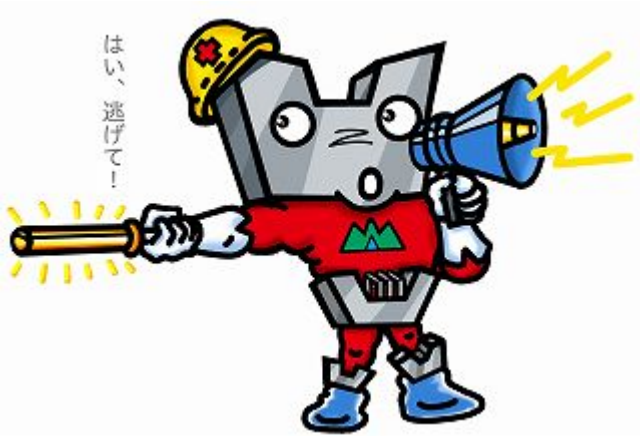

著作権 NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008 東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114 FAX03-5614-1109 E-MAIL sabo-pc@sabopc.or.jp

土砂災害防止広報センターキャラクター「ドッシャー＆ボッシ―」の利用に関する規程

（目的）
第１条 この規程は、別記「ドッシャー＆ボッシ―」のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）及び写真及び動画を利用する際に必要な事項を定め、もって土砂災害防止のＰＲ、地域防災及び振興等に寄与することを目的とする。
（イラスト等及び写真等の利用に関する権利）
第２条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、土砂災害防止広報センターに属する。
２ 写真等の利用については、著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。
（イラスト等及び写真等の利用許諾）
第３条 イラスト等を利用しようとする者は、イラスト等の利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、土砂災害防止広報センター理事長（以下「理事長」という。）の利用許諾を受けなければならない。
（利用者の制限）
第４条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その登録を行わないものとする。
（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団員
（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第８号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
（３）特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条に規定する連鎖販売取引を行う者
（４）政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
（５）法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
（６）土砂災害防止広報センターの信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
（利用許諾の申請）
第５条 第３条の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「利用許諾申請書」（別記様式第１号）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
２ 理事長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。
（利用許諾の手続き）
第６条 理事長は、前条の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第１条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、理事長はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

著作権 NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008 東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114 FAX03-5614-1109 E-MAIL sabo-pc@sabopc.or.jp

２ 理事長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「利用許諾書」（別記様式第１号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。
３ 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長２年間とする。
（利用許諾の制限）
第７条 理事長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。
（１）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
（２）土砂災害防止広報センターの信用又は品位を害するものと認められる場合
（３）第三者の利益を害するものと認められる場合
（４）特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第１条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
（５）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第８号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
（７）イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
（８）本キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
（９）イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
（１０）その他、理事長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合
２ 理事長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「利用不許諾書」（別記様式第１号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。
第８条 理事長は、前条の規定による利用許諾申請があった場合は、利用許諾又は不許諾を行うものとする。
２ 理事長は、前項の規定による利用許諾又は不許諾を通知する場合、口頭でこれを行うことができるものとする。
３ 第１項の規定による利用許諾期間は、適当と認められる期間を理事長が定める。
（利用許諾内容の変更等）
第９条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、「利用許諾申請書」（別記様式第１号）を新たに作成し理事長に再提出し、利用許諾を受けなければならない。
（利用者の遵守事項）
第１０条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）イラスト等の利用が第１条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

（２）イラスト等の利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
（３）利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
（４）利用許諾を受けた者は、著作権者の表示「©土砂災害防止広報センター」または「©ＳＰＣ」を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず行うこと。
（５）消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
（６）第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
（７）当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、理事長が別に指示する。
（８）理事長が行う売上調査その他の照会に応じること。
（９）その他各種の法令を遵守すること。
（利用料）
第１１条 イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。
（利用許諾の取消し等）
第１２条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。
（１）提出した「利用許諾申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
（２）各条・号の遵守事項に違反した場合
（３）第その他利用許諾の継続が不適当であると認められた場合
２ 理事長は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第１号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
３ 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からイラスト等を利用することはできない。
４ 理事長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
５ 理事長は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
６ 理事長は、第１項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。
７ 理事長は、利用許諾を受けずにイラスト等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。
８ 前二項に定める理事長が必要と認める期間は、第６項の規定については取消しの日から、第７項の規定については土砂災害防止広報センターが事実を確認した日から起算して、最長１０年

著作権 NPO法人土砂災害防止広報センター
〒103-0008 東京都中央区日本橋中洲4-11
TEL03-5614-1114 FAX03-5614-1109 E-MAIL sabo-pc@sabopc.or.jp

（申請等の取下げ）
第１３条 申請を行った者は、その申請について、「取下げ申請書」（別記様式第１号）を理事長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。
（利用の非独占性等）
第１４条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。
（経費等の負担）
第１５条 土砂災害防止広報センターは、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びイラスト等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。
（賠償責任等）
第１６条土砂災害防止広報センターは､利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
２ 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、土砂災害防止広報センターに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
３ 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により土砂災害防止広報センターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
４ 理事長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。
（情報の公開）
第１７条 理事長は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。
（事務）
第１７条 この規程に関する事務は、土砂災害防止広報センター総務部が行う。
（その他）
第１８条 この規程に定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
附 則
（施行期日）
１ この規程は、平成２７年１０月１６日から適用する。
２土砂災害防止広報センターは、平成２７年１０月１６日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。